

<使用料改定一覧表（令和8年4月1日から適用）>

【市民文化系施設】

●総合政策課 地域みらい創生課（問い合わせ先：☎0867-42-1179）

指定 管理	施 設 名	改定前				改定後					
		区 分		単位	使用料	区分		単位	使用料		
○	交流定住センター	第1会議室		1時間につき	150	第1会議室		1時間につき	200		
		第2会議室		1時間につき	150	第2会議室		1時間につき	200		
						冷暖房費(新設)				使用料の50%	
○	二川みらいづくりセンター	多目的ホール	専用利用	中学生以下	1時間につき	650	多目的ホール	専用利用	高校生以下	1時間につき	650
		多目的ホール	個人利用	中学生以下	1時間につき	390	多目的ホール	個人利用	高校生以下	1時間につき	390
		交流スペース	専用利用	中学生以下	1時間につき	270	交流スペース	専用利用	高校生以下	1時間につき	270
		交流スペース	個人利用	中学生以下	1時間につき	170	交流スペース	個人利用	高校生以下	1時間につき	170
		多目的広場	専用利用	中学生以下	1時間につき	70	多目的広場	専用利用	高校生以下	1時間につき	70
		多目的広場	個人利用	中学生以下	1時間につき	40	多目的広場	個人利用	高校生以下	1時間につき	40

○指定管理…指定管理施設の改定後の使用料は、指定管理者が収受する利用料金の設定に幅を持たせるための基準額です。

●生活環境部 スポーツ・文化振興課（問い合わせ先：☎0867-42-1178）

指定 管理	施 設 名	改定前				改定後				
		区 分		単位	使用料	区分		単位	使用料	
○	久世エスパセンター	ホール（楽屋を含む）		1時間につき	4,840	ホール（楽屋を含む）		1時間につき	5,060	
		ホール（舞台）		1時間につき	960	ホール（舞台）		1時間につき	990	
		エスパスタジオ		1時間につき	1,210	エスパスタジオ		1時間につき	1,430	
		会議室		1時間につき	600	会議室		1時間につき	660	
		研修室		1時間につき	600	研修室		1時間につき	660	
		ギャラリー		1時間につき	600	ギャラリー		1時間につき	660	
		学習室		1時間につき	600	学習室		1時間につき	660	
		ミーティングルーム		1時間につき	600	ミーティングルーム		1時間につき	660	
		ホワイエ		1時間につき	1,570	ホワイエ		1時間につき	2,200	
		録音室		1時間につき	120	(廃止)				
		土広場		1時間につき	360	土広場		1時間につき	550	
		ホール（音響設備）		1式につき	5,250	ホール（音響設備）		1式につき	7,700	
		ホール（調光設備）		1式につき	5,250	ホール（調光設備）		1式につき	7,700	
		ホール（ピンスポットライト）		1式につき	1,050	ホール（ピンスポットライト）		1式につき	1,540	
		エスパスタジオ・ホワイエ（音響設備）		1式につき	1,050	エスパスタジオ・ホワイエ（音響設備）		1式につき	1,540	
		エスパスタジオ・ホワイエ（調光設備）		1式につき	1,050	エスパスタジオ・ホワイエ（調光設備）		1式につき	1,540	
		土広場ライトアップ		1回につき	1,050	土広場ライトアップ		1回につき	1,540	
		楽器類	ヤマハピアノS6	1台につき	2,840	楽器類	ヤマハピアノS6	1台につき	4,180	
		楽器類	スタインウェイピアノ	1台につき	12,380	楽器類	スタインウェイピアノ	1台につき	18,480	
		備品類	移動調光装置	1式につき	1,050	備品類	移動調光装置	1式につき	1,540	
		備品類	移動音響装置	1式につき	1,050	備品類	移動音響装置	1式につき	1,540	
		備品類	簡易ステージ	1式につき	1,570	備品類	簡易ステージ	1式につき	2,200	
		備品類	16ミリ映写機	1式につき	2,100	(廃止)				

－	湯原ふれあいセンター	ホール	1時間につき	1,480	ホール	1時間につき	1,600
		第1会議室	1時間につき	270	第1会議室	1時間につき	280
		第3会議室	1時間につき	70	第3会議室	1時間につき	80
		第4会議室	1時間につき	70	第4会議室	1時間につき	80
		多目的室	1時間につき	90	多目的室	1時間につき	120

○指定管理…指定管理施設の改定後の使用料は、指定管理者が収受する利用料金の設定に幅を持たせるための基準額です。

●教育委員会 生涯学習課（問い合わせ先：☎0867-42-1094）

指定 管理	施 設 名	改定前			改定後		
		区 分	単 位	使用料	区分	単 位	使用料
－	湯原公民館	ホール	1時間につき	1,480	ホール	1時間につき	1,600
		第1会議室	1時間につき	270	第1会議室	1時間につき	280
		第3会議室	1時間につき	70	第3会議室	1時間につき	80
		第4会議室	1時間につき	70	第4会議室	1時間につき	80
		多目的室	1時間につき	90	多目的室	1時間につき	120